

保守条件書

保守条件書

1 保守対象及び内容

(1) 保守対象

「要求仕様書」別紙1に掲げる全てのハードウェアとする。なお、無停電電源装置についてはバッテリーも保守の対象とする。

(2) 保守内容

- ア 保守対象機器の修理及び部品交換
- イ 年1回の機器に係る清掃点検作業

(3) その他

保守作業後、「要求仕様書」別紙1に掲げるソフトウェアが正常に動作することを確認すること。

2 業務の時間

大分県の勤務時間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く午前8時30分から午後5時15分）とする。

3 保守作業の対応期間及び場所

保守作業は、職員が、保守担当業者に対して保守作業の連絡を行った時間から起算して2時間以内に、OSS連携システムサーバー等の設置場所に訪問し、職員が保守作業の連絡を行った日（以下「連絡日」という。）に保守対応を完了すること。

ただし、連絡日当日の保守作業完了が困難と認められる場合は、税務課と協議のうえ作業期間を延長することができる。

4 保守作業経費

故障した機器の原形復旧に要する部品・機材・修繕費等、保守業者が機器の設置場所までの移動に要する往復の交通費、輸送費等は、すべて賃借料に含む。

5 保守業務の対象外とする事項

次に掲げる事項については、本仕様書に基づく保守業務の対象外とする。

- (1) 大分県の故意又は過失により発生した故障
- (2) 天災地変等大分県又は保守業者いずれの責めに帰することができない事由により発生した故障
- (3) 大分県の都合による機器の移設

6 保守作業の確認

保守担当業者は、3に掲げる保守業務を終了したときは、大分県の職員の作業終了検査を受け、作業報告書（別添様式）（任意様式も可）を税務課に提出しなければならない。

7 機器設置の場所

借入機器は、大分県庁舎本館5階税務課分室内に設置する。